

地域代表協議会委員の選出に関する規則

2014年2月9日全国協議会で可決
最終改定2014年11月16日
緑の党グリーンズジャパン規則第5号

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第19条に基づき、この政党の会員の参加を最大限保障し、地域代表協議会委員が適正に選出されるために必要な事項を定めることを目的とします。

(選出の基本的考え方)

第2条 規約第4条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して地域代表協議会委員の選出を実施します。

- 2 結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、地域代表協議会について半数以上が女性となるようにします。
- 3 性別については性自認に基づく自己申告によるものとします。

(地方ブロック単位の選出枠)

第3条 衆議院比例選挙ブロックを単位とする各地方ブロックによる選出とします。

- 2 前項の各地方ブロックの選出枠は、会員総数の50分の1ごとに1名を割り当て、奇数人数になる時は1名加えて偶数人数とします。ただし、上限6名、下限2名とします。各地方ブロック単位で必ず女性が半数以上となるように調整し選出します。
- 3 前項の会員総数は共同代表および運営委員の選出に関する規則第5条に規定する任期満了による代表等選挙の任期の終わる日の60日前の時点の会員数とします。
- 4 各地方ブロック内の委員数割り当ては、ブロック内で協議の上決めることとします。ただし、複数の府県で構成されるブロックは1府県あたり上限を4とします。

(特に必要な地域・分野)

第4条 規約第20条1項2号の「特別に必要と認める地域・分野」からの選出枠は、以下のように入定めます。

- (1) 「地域」については、委員総数が定員を超えない範囲で、運営委員会が定めます。
- (2) 「分野」については、2014年2月総会において規約が改正され、関係する規則が全国協議会で整備された後、できるだけ速やかにその範囲や選定・選出方法を定めるものとします。

附則

この規則は、2014年2月9日から施行します。
この規則は、2014年11月16日から施行します。